

## 岡山県時短要請協力金（第6期）＜岡山市・倉敷市以外＞ のよくある質問

### ＜申請について＞

問1 協力金の申請期間、申請方法はどうか。

（答）第6期の受付開始は、要請期間終了後の9月中旬を想定しています。（ただし、時短要請期間延長等の場合は、受付期間を変更する場合があります。）

申請書類等の詳細は準備が整い次第、ホームページ等で公表予定です。申請は、電子申請（準備中のため別途HPでお知らせ）又は郵送で受付します。

なお、申請に係る負担を軽減できるように、過去に第1期等の支給決定を受けている方は、一部書類の省略も可能としています。

また、第6期からは要請期間終了後に受け付ける申請（本申請）に先立ち、希望される方に、協力金の一部を早期支給します。詳細はホームページをご覧ください。

問2 申請後、どの程度の期間で協力金が支給されるのか。

（答）申請書類に不備等がない場合、受付完了後1か月程度での支給を見込んでおります。受付期間の締め切り間際は申請が集中し、審査に時間を要する可能性がありますので、早めの申請をお願いします。

なお、第6期からは要請期間終了後に受け付ける申請（本申請）に先立ち、希望される方に、協力金の一部を早期支給します。詳細はホームページをご覧ください。

問3 複数の店舗で時短営業又は休業を行った場合、申請は店舗ごとに行う必要があるのか。

（答）複数店舗を持っていたとしても、店舗ごとでなく、事業者がまとめて申請していただきます。

問4 緊急事態措置（8月27日～9月12日）は別申請になるのか

（答）第6期（8月20日～9月12日）の期間の協力金はまとめて申請いただくようになります。詳細は後日お知らせします。

なお、第6期からは要請期間終了後に受け付ける申請（本申請）に先立ち、希望される方に、協力金の一部を早期支給します。詳細はホームページをご覧ください。

問5 緊急事態措置となったのにも関わらず、第6期の継続としたのか。

(答) 申請書作成の回数を減らし、申請者の負担の軽減を図るためです。

なお、第6期からは要請期間終了後に受け付ける申請（本申請）に先立ち、希望される方に、協力金の一部を早期支給します。詳細はホームページをご覧ください

#### <申請主体について>

問6 対象地域外に本社がある企業は協力金の対象となるのか。

(答) 要件を満たせば対象となります。事業者の本社所在地は支給要件に含まれていません。

問7 大企業も協力金の対象となるのか。

(答) 要件を満たせば対象となります。事業者の規模は給付要件に含まれていません。  
なお、大企業は早期支給の対象外です。（早期支給は売上高方式のみ対象）

問8 社団法人、財団法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、個人事業主は、協力金の支給対象となるのか。

(答) 食品衛生法の営業許可を取得している飲食店等を運営するなど、要件を満たせば協力金の支給対象となります。

問9 今回から新たに県の要請に協力する場合でも、協力金の支給対象となるのか。

(答) やむを得ず前回まで協力していただけなかった飲食店等について、今回から新たに県の要請に協力いただける場合、支給要件を満たせば対象となります。前回から継続していることは支給要件に含まれていません。

問10 8月20日からの要請に応じていなかったが、8月27日からの緊急事態措置の要請から協力した場合、協力金の対象となるのか。

<その他地域（岡山市・倉敷市以外）>

(答) 緊急事態措置の適用にあわせて、8月27日から要請に協力いただいた店舗についても、支給要件を満たせば、協力開始日以後が協力金の対象になります。

### <期間について>

問 11 全期間について時短要請又は休業への協力が必要なのか。途中で協力をやめた場合はどうなるのか。<岡山市・倉敷市以外>

(答) 全期間について時短営業をした場合に限り協力金の対象となるため、途中で営業時間短縮を止めた場合には、協力金は支給されません。

なお、既に第6期の要請に協力いただいている店舗は、8月20日からの要請(20時までの時短・酒類の提供は19時まで)に継続して協力し、遅くとも8月30日(月)からは緊急事態措置の要請(酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店(カラオケボックス含む)等は休業(酒類及びカラオケ設備の提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む)を取りやめる場合を除く)・20時までの時短(酒類及びカラオケ設備の提供はしない))に協力していただく必要があります。

### <対象施設について>

問 12 イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となるのか。

(答) イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは協力金の対象となりません。

問 13 ホテル・旅館、フードコート内の飲食店は協力金の対象となるのか。

(答) ホテル・旅館、フードコート内の飲食店が営業時間短縮又は休業にご協力いただいた場合は対象となります。

なお、フードコートの飲食スペース全体の時間短縮又は休業が困難な場合でも、ご協力いただいた個別店舗は対象となりますが、可能な限り飲食スペース全体が要請内容にご協力いただけるよう働き掛けをお願いします。

問 14 テイクアウト形式の飲食店(例:たい焼き屋)だが、要請の対象となるのか。

(答) 人々が集まった飲食につながらないテイクアウトや宅配は要請の対象外です。

問 15 対象施設を複数店舗有している場合は、複数店舗全てに支給されるのか。

(答) 複数店舗全てが対象となります。

問 16 カラオケボックスは、第 6 期協力金の支給対象となるのか。

<岡山市・倉敷市以外>

(答) 飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、8月26日までは、通常20時を超え営業している店舗の営業時間を5時～20時に短縮し、酒類提供を11時～19時にすれば協力金の支給対象となります。

また、8月27日以降は緊急事態措置として、休業又は酒類及びカラオケ設備の提供を取り止めた上で、5～20時までの時短営業をすれば、協力金の支給対象となります。

一方、飲食店の営業許可を受けていないカラオケボックスやカラオケ店は、8月27日以降は緊急事態措置として休業要請の対象施設となり、飲食店向けの時短要請協力金ではなく、「大規模集客施設協力金」の対象となります。

問 17 8月20日から26日までの要請に係る支給要件の1つに、「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合にはカラオケ設備の利用自粛」とあるが、どういう意味か。<岡山市・倉敷市以外>

(答) 昼カラオケ等でのクラスター事例が複数発生していることから、昼営業のスナックやカラオケ喫茶等におけるカラオケ設備の利用自粛等を要請しているものであり、カラオケボックス等へカラオケ設備の利用自粛を要請しているものではありません。

なお、協力金の支給には、8月26日までは元々の営業時間が5時～20時を超えている飲食店等が、営業時間を5時～20時までに短縮し、かつ、酒類の提供を11時～19時までとすることが必要となります。

ただし、8月27日以降は緊急事態措置となるため、カラオケボックスを含むカラオケ設備を提供する飲食店に対して休業要請を行っています。

<時短の態様について>

問 18 元々20時まで営業している店舗は、第6期協力金では支給対象になるのか。

<岡山市・倉敷市以外>

(答) 第6期の協力金は、次の場合に要請対象となります。

このため、元々の営業時間が20時までの場合、協力金の対象にはなりません。

ただし、8月27日以降は緊急事態措置となり、元々の営業時間が20時までで、酒類又はカラオケ設備を提供している店舗が、8月27日以降に休業した場合には協力金の対象となります。

期間	要請内容
8/20～8/26	通常20時を超え営業している店舗の営業時間を5時～20時に短縮し、酒類提供を11時～19時とする。
8/27～9/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元々の営業時間が5～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックス含む）等は休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合を除く）</li> <li>・通常20時を超え営業している店舗の営業時間を5時～20時に短縮（酒類及びカラオケ設備の提供はしない）</li> </ul>

問 19 要請期間中に定休日が含まれるが、協力金の支給対象となるのか。

（答）従前より営業時間短縮要請の時間帯を越えて営業しており、このたび営業時間短縮又は休業に協力した場合には、定休日も対象となります。

問 20 酒類を提供しておらず、元々の営業時間が5時から20時の範囲を超えている店舗だが、休業した場合は協力金の対象となるのか。

（答）酒類を提供しておらず、通常の営業時間が5時から20時の範囲を超えている店舗は、

- ①営業時間を5時から20時までの範囲内に短縮した場合 又は
- ②休業した場合 に協力金の対象となります。

協力金の対象については、支給対象判定フローを参考にしてください。

問 21 20時までの時短営業とは、具体的にどういった状態か。どう対応したらよいのか。＜岡山市・倉敷市以外＞

（答）時短営業とは、20時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、20時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。

緊急事態措置が適用された8月27日からは、時短営業に加え、終日酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）は行わない必要があります。

問 22 要請期間中、営業時間の短縮又は休業できずに 20 時以降も営業した日がある場合、協力金はどのように支給されるのか。また、第 1 期や第 2 期のように猶予期間はないのか。〈岡山市・倉敷市以外〉

(答) 要請期間中の全期間について時短営業又は休業した場合に限り協力金の対象となるため、短縮又は休業できなかった日が 1 日でもある場合は、協力金は支給されません。

なお、既に第 6 期の要請に協力いただいている店舗は、8 月 20 日からの要請（20 時までの時短・酒類の提供は 19 時まで）に継続して協力し、遅くとも 8 月 30 日（月）からは緊急事態措置の要請（酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックス含む）等は休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合を除く）・20 時までの時短（酒類及びカラオケ設備の提供はしない））に協力していただく必要があります。

問 23 要請対象となる複数の店舗を持っている。A 店は要請期間の全期間で営業時間の短縮又は休業を行ったが、B 店はやむを得ず営業時間の短縮又は休業に協力ができなかった。この場合、協力金はどう支給されるのか。全店舗で要請に協力しないと受け取れないのか。

(答) 感染拡大防止の観点から可能な限り全店舗における時短営業又は休業へのご協力をお願いします。しかし、やむを得ず協力していただけなかった店舗がある場合には、対象店舗毎に、全期間、要請内容に応じていただいたかどうかで判断します。この例の場合は、A 店舗のみ支給対象となります。

問 24 通常の営業時間が 20 時を超えない店舗が、緊急事態措置適用期間(8/27~9/12)において、酒類の提供を行わないことに協力した場合、協力金の支給対象になるか。

(答) 8 月 27 日以降は緊急事態措置による休業要請となるため、通常の営業時間が 5～20 時を超えていない場合においても、酒類又はカラオケ設備を提供している店舗であれば、休業した場合には協力金の対象となります。（休業しない場合は協力金の対象外）

#### 〈支給金額の算定について〉

問 25 1 日当たりの売上高は全事業所の売上高を用いるのか。

(答) 対象になる店舗単位の飲食部門の売上高(税抜)を用います。申請いただく店舗ごとに1日当たりの売上高(税抜)を算出いただきます。なお、飲食部門の売上高に、テイクアウト、デリバリー等要請の対象外となる売上高が含まれる場合は、それらを除外してください。

問 26 業種別ガイドラインとは何か。どこで確認できるのか。

(答) 自主的な感染防止のための取組を進めるため、関係団体等により、業種ごとに策定されたガイドラインです。自身の業種に沿ったガイドラインの遵守をお願いします。ガイドラインの一覧は、内閣官房のHPをご覧ください。

【飲食店関係のガイドラインの例】

- ・「外食業の事業継続のためのガイドライン」
- ・「社交飲食業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・「オーセンティックバーにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

問 27 協力金は課税の対象となるのか。

(答) 税務署から協力金は課税の対象になると聞いています。詳細については税務署にご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえて、国や地方公共団体から支給される給付金、助成金などは、支援の対象者や目的などにより、課税対象となるかが異なります。詳しくは、国税庁ホームページ掲載の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」をご確認ください。

問 28 協力金が支給された店舗は公表するのか。

(答) 協力金の支給完了後に、ホームページに店舗の屋号等を公表いたします。

問29 旅館を経営しているが、飲食店の営業許可を受け、宿泊客ではない一般客を対象に、宴会場を会場にして、酒類を提供しているが、どうすればいいのか。

〈岡山市・倉敷市以外〉

(答) 次の要請に応じていただいた場合、協力金を支給いたします。

期間	要請内容
8/20～8/26	通常20時を超え営業している店舗の営業時間を5時～20時に短縮し、酒類提供を11時～19時とする。
8/27～9/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックス含む）等は休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合を除く）</li> <li>・通常20時を超え営業している店舗の営業時間を5時～20時に短縮（酒類及びカラオケ設備の提供はしない）</li> </ul>

問 30 旅館・ホテル内の食事処、居酒屋、カラオケ喫茶、ラウンジなど外部の方の利用が可能な施設の扱いはどうなるのか。

（答）そうした施設は、飲食店の営業許可を有していることから、今回の飲食店等に対する時短要請又は休業の対象となります。

問 31 旅館・ホテルの宿泊客への食事やお酒の提供はどうなるのか。  
 <岡山市・倉敷市以外>

（答）宿泊客が食事をする食事処は、飲食店の営業許可を有していることから、今回の飲食店等に対する時短要請又は休業の対象となるため、次の要請内容への協力をお願いします。

ただし、宿泊者への食事等の提供は、宿泊サービスの一つであることから、ルームサービスについては要請対象外としています。

なお、8月27日以降は緊急事態措置期間となるため、お食事処でのお酒の提供はできません。宿泊客に対するお酒の提供は部屋のみとしてください

期間	要請内容
8/20～8/26	通常20時を超え営業している店舗の営業時間を5時～20時に短縮し、酒類提供を11時～19時とする。
8/27～9/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元々の営業時間が5時～20時を超えている酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（カラオケボックス含む）等は休業（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を取りやめる場合を除く）</li> <li>・通常20時を超え営業している店舗の営業時間を5時～20時に短縮（酒類及びカラオケ設備の提供はしない）</li> </ul>



問 32 8月27日から8月29日までの緊急事態措置の要請に移行する猶予期間中は、1日あたりの支給額はいくらか。〈岡山市・倉敷市以外〉

(答) 猶予期間中に、8月20日からの要請(20時までの時短、酒類の提供は19時まで)に継続して協力していただいた場合、下表の1日あたりの支給額Aを日数に応じて支給します。なお、緊急事態措置の要請に協力した日は、下表の1日あたりの支給額Bを日数に応じて支給します。

〈8月20日からの要請に協力した場合の1日あたりの支給額〉

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額A
8万3,333円以下	2万5,000円
8万3,333円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円以上	7万5,000円(上限額)

〈緊急事態措置の要請に協力した場合の1日あたりの支給額〉

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの支給額B
10万円以下	4万円
10万円超～25万円未満	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の4割
25万円以上	10万円(上限額)

〈その他〉

問 33 国の月次支援金と、併給は可能か。

(答) 国の月次支援金を申請予定の事業者は、県の時短要請協力金(大規模集客施設協力金を含む。)を受給した場合、国の月次支援金の申請ができない場合がございます。詳細は、月次支援金事務局相談窓口(0120-211-240)にお問い合わせください。

問 34 飲食店と取引がある事業者向けの支援金はないのか。

(答) 国の月次支援金や県の一時支援金は、新型コロナウイルス感染拡大による外出機会の減少の影響を受けた事業者向け支援であり、おしぼり販売業や酒造業等、飲食店と取引がある事業者等も対象となり得ます。詳細はホームページをご確認ください。

※国の月次支援金事務局相談窓口：0120-211-240

県の一時的支援金コールセンター：086-226-7972

問 35 「もしサポ岡山」の活用は協力金の支給要件か。

(答) 「もしサポ岡山」の活用は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、支給要件にある「業種別ガイドライン等を遵守し、感染防止対策を徹底していること」に含まれる対策であることから、協力金の支給要件になります。

問 36 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業の認証取得は協力金の支給要件か。

(答) 岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業については、認証取得は支給要件になっておりませんが、県民が安心して利用できる外食環境を整備するという趣旨にご賛同いただき、認証取得を目指していただきたいと思います。また、認証取得に至らない店舗においても、認証店を参考に感染対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。